

十勝農業協同組合連合会行動計画（第 1 回）
（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画）

従業員が、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：平成 24 年 4 月から年次有給休暇の取得日数一人あたり平均年間 10 日以上とする。

（対策）

- 平成 23 年 4 月～ 年次有給休暇の現状を把握する。
- 平成 23 年 9 月～ 年次有給休暇の積立保存制度の導入について検討する。
- 平成 23 年 9 月～ 年次有給休暇の計画的付与制度の導入について検討する。
- 平成 23 年 12 月～ 就業規則の見直しを行う。
- 平成 24 年 3 月～ 従業員への制度の周知徹底

目標 2：平成 24 年 3 月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

（対策）

- 平成 23 年 4 月～ 所定外労働時間の現状、原因分析等の検討を開始する。
- 平成 24 年 1 月～ ノー残業デーの開始
管理職を対象に労働時間管理の研修会を実施（2 回）